委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- · 印の会議が前回委員会(9/30)以降のものです。

1 委員会

(1)提言とりまとめ以降の状況

運営会議、運営会議作業部会

1/24: 運営会議

2/6:運営会議

2/20: 運営会議

3/10: 運営会議

4/18: 運営会議

5/10: 運営会議

6/2:運営会議

6/27: 運営会議

7/23:運営会議

8/26: 運営会議

9/10:作業部会コアメンバー打合せ

9/18:作業部会

9/27: 運営会議

10/15、16:作業部会

*10/17:運営会議

10/17:作業部会

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

委員会

1/17:第16回委員会 提言とりまとめ

1/18: 提言説明会

1/24:第17回委員会(拡大委員会):河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての 説明資料(第1稿)」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。 テーマ別部会の設立決定。

2/1:全部会専任委員が委員会委員として追加される。

2/24: 第18回委員会 : 「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」に関する質 疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。

3/27:第19回委員会:テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する 意見交換

4/21:第20回委員会 :テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分につ

いて河川管理者からの説明

5/16:第21回委員会:住民意見の聴取·反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明

6/20:第22回委員会:テーマ別部会の状況報告、説明資料(第2稿)に関する河川管理者 からの説明と意見交換、今後の進め方

7/3:ダム(大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等)現地視察

7/4:対話集会に関する検討会(注1)

7/12:第23回委員会:テーマ別部会の状況報告をもとにした、説明資料(第2稿)に関する意見交換

7/22:委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

7/24:現地視察(川上ダム等)

8/1:現地視察(丹生ダム等)

9/5:第24回委員会 : 各部会とりまとめ案の説明、および河川管理者からの基礎原案説明 と質疑応答、意見交換

*9/30:第25回委員会: 各部会の状況報告、今後の進め方、基礎原案に関する意見書と りまとめに向けての意見交換

注1:対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見·関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

(河川管理者からの要望:「第21回委員会(5/16)にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」)

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)テーマ別部会の設立について

第 18 回委員会(1/24)においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議(2/6)にて、4 つのテーマ別部会「環境·利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会(2/24)にて決定された。

(3)意見書とりまとめの進め方

運営会議作業部会の設立

第 24 回委員会(9/5)において、意見書作成のため運営会議の下部組織として今本委員をリーダーとした作業部会を設置することが決定した。作業部会は運営会議での議論内容をもとに意見書(案)を作成する。また、意見書に関する議論を行う運営会議には作業部会メンバーも参加し、委員傍聴も可とする。作業部会も委員傍聴を可とする。

< 作業部会メンバーと役割分担 >

リーダー、コアメンバーが執筆し、それ以外のメンバーは査読者として意見を述べる。

リーダー : 今本委員

コアメンバー:荻野委員、川上委員、中村委員、三田村委員

河川環境	<u>中村委</u> 員、宗宮委員、田中(哲)委員、西野委員
治水	<u>今本委</u> 員、江頭委員、畑委員
利水	<u>荻野委</u> 員、池淵委員
利用	<u>川上委</u> 員、桝屋委員、松本委員
住民参加	<u>三田村委</u> 員、寺川委員、山村委員

意見募集の実施状況

9/22~9/30:基礎原案に係る具体的な整備内容シートに関する意見募集

9/30~10/13:意見書(素案)に関する意見募集10/19~10/26:意見書(案)に関する意見募集

(4)委員の追加、退任について

2/1:全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27:本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学(委員退任に伴う補充のため)を専門とする委員1名と行政法(補強のため)を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境·利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

6/20:3/27に新しく就任された、行政法を専門とする委員1名の淀川部会への所属を追加。

(5)今後の予定

10/27:作業部会

10/29:第26回委員会

11/26:運営会議

12/9:第27回委員会

2 琵琶湖部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

1/29:第21回琵琶湖部会:「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」および一般意見聴取·反映に関する意見交換

5/19:第22回琵琶湖部会:説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換

5/25:琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」:公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換

6/10:第23回琵琶湖部会:説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する 説明資料について意見交換

7/9:第1回琵琶湖部会検討会:説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見を もとに意見交換。途中、2班(ダム、水位)に分かれての意見交換も行った

7/18:第24回琵琶湖部会: 説明資料(第2稿)について各検討班からの報告と意見交換予定

7/19: 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 2」: 公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、一般 傍聴者1名の意見発表、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換

8/7:第2回琵琶湖部会検討会: 説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見を もとに意見交換

8/25:第25回琵琶湖部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

8/30:琵琶湖部会·淀川部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 3」:公募による発表者から意見発表と質疑応答、傍聴者も含めた全員での意見交換

9/24:第26回琵琶湖部会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/14:第3回琵琶湖部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

10/23:第27回琵琶湖部会: 意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)意見とりまとめの進め方

作業部会および検討体制の設立

第 23 回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見をとりまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー:中村委員)。また部会後、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム: 丹生ダム見直し案について、湖中·湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理·提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理·提示。

水位:水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携:他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会·水システムの考え方の反映方法、 直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、

具体的提案を整理する。

<検討班メンバー>

検討班	担当委員(は班長、 は副班長)
ダム	寺川、 仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、藤井、松岡、水山
水位	西野、 川端、井上、嘉田、川那部、小林、松岡、三田村、村上
連携	嘉田、 藤井、井上、仁連、松岡、村上

意見募集の実施

5/22~5/31:説明資料(第1稿)の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提

案等

6/10~7/15: 説明資料(第2稿)について、前記検討班別に意見募集

7/20~7/31: 論点の再整理、新しい論点の検討、第2稿について各自担当箇所についての意

見

8/8~8/18: 追加意見の募集、意見提出のなかった項目について再度意見募集

(3)今後の予定

未定

3 淀川部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

6/7:第5回淀川部会検討会 : 今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/26:第6回淀川部会検討会 : 説明資料(第2稿)について意見交換

7/5:第21回淀川部会 :説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに

意見交換

7/28:現地視察(木津川筋の魚道)

8/2:第7回淀川部会検討会 :説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見を

もとに意見交換

8/7:第8回淀川部会検討会 :説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見を

もとに意見交換

8/22: 第9回淀川部会検討会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

8/26:第22回淀川部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

8/30:琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会

9/20:第10回淀川部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/13:第23回淀川部会: 意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)意見とりまとめの進め方

分担の決定

淀川部会検討会(9/20)にて、引き続き意見のとりまとめを河川別に行うこととし、各担当が第24委員会(9/5)に提出した部会とりまとめ(案)を基礎原案の「5章 具体的な整備内容」に沿って書き直し、部会長、部会長代理が全体調整を行う、また、整備内容シートへの意見は委員会に寄せられた意見のうち、淀川部会関連事業について担当者が河川別に集約することとなった。

河川別	(茶)和当	整備内容シート への意見の集約 担当	メンバー (: 班長)
木津川、川上ダムに関連す	原田委員	谷田委員	原田委員、大手委員、川上委員、
る事業		百四女只	谷田委員、桝屋委員
 桂川に関連する事業	田村委員	塚本委員	田村委員、塚本委員、田中委員、
性川に矧廷する事未	四们安县		渡辺委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダ			今本委員、田中(真)委員、寺田委
ム、大戸川ダムに関連する	今本委員	山本委員	員、桝屋委員、山本委員、和田委員、
事業			(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	紀平委員	有馬委員	有馬委員、荻野委員、小竹委員、
	松干安良 	行為安貝	紀平委員、槇村委員、(細川委員)

1:()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

2:8/26 に桂川に関連する事業検討班の班長が事情により渡辺委員から田村委員に交代

意見募集の実施

6/7~8/2 : 説明資料(第1稿)(第2稿)を精読し、分担箇所の論点、意見を整理して提

出

8/2~ :検討班の分担を上記の通り一部統合、再編成し、分担箇所について意見募集

(3)今後の予定

-

4 猪名川部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

6/18:第4回猪名川部会検討会 : 今後の議論及び部会の進め方について意見交換

7/1:第18回猪名川部会 : 説明資料(第2稿)について河川管理者との質疑応答をもと に委員間で意見交換

7/22:委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

8/6:第5回猪名川部会検討会 : 説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見 をもとに意見交換

9/2:第19回猪名川部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

9/22:第6回猪名川部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/9:第20回猪名川部会:意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、とりまとめのリーダーを田中(哲)委員とし、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

また、第6回猪名川部会検討会(9/22)にて、猪名川に関連する整備内容シートへの意見の 集約を池淵部会長代理、田中(哲)委員、畑委員、本多委員、松本委員が担当することが決まった。

<役割分担>

担当箇所	担当委員
狭窄部(銀橋)の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他(説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討)	畑委員、服部委員

リーダーは田中(哲)委員

意見募集の実施

6/10~6/16:説明資料(第1稿) 整備内容シート(第1稿)について、今後部会として検 討すべき事項等に関する意見募集

6/19~6/25:上記役割分担に従い説明資料(第2稿)に関する河川管理者への質問を募集 7/10~8/3:説明資料(第2稿)についての部会としての上記担当箇所を中心に意見案募集

(3)今後の予定

5 環境・利用部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

3/8:第1回環境·利用部会 : 説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見 交換

3/27:第2回環境·利用部会:前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて 説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、 意見交換を行った。

4/10:第3回環境·利用部会 : 説明資料に関する意見交換(検討班別)

4/17:第4回環境·利用部会 : 説明資料に関する意見交換(全体)

5/29:第5回環境·利用部会:説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換

6/17:環境・利用部会ゾーニングに関する検討会(注)

7/8:第1回環境·利用部会検討会 : 説明資料(第2稿)について委員から寄せられた 意見をもとに意見交換

8/25:第6回環境・利用部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

9/18: 第2回環境・利用部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/15:第7回環境・利用部会:意見書とりまとめに向けた意見交換

注:第5回環境·利用部会(5/29)において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志で ゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて 検討することとなった。

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)検討班の設立

第1回環境·利用部会(3/8)において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班 (自然環境、水質、利用)を設置することが決定した。

<検討班メンバー>

自然環境:川端委員(リーダー) 西野委員(サブリーダー) 江頭委員、紀平委員、 小林委員、田中(真)委員、谷田委員、寺川委員、松岡委員、吉田委員、 鷲谷委員

水 質:宗宮委員(リーダー)、川上委員、田中(哲)委員、寺西委員、中村委員、 原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利 用: 桝屋委員(リーダー)、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、槇村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

(3)意見とりまとめの進め方

分担の決定

6/20 の第 22 回委員会終了後、宗宮部会長(水質班リーダー) 西野自然環境班サブリーダー、桝屋利用班リーダーが今後の進め方等を相談された結果、下記の分担に従い、とりまとめて進めることが決まり、次回部会(7/8)までに説明資料(第 2 稿)を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

役割分担

< 自然環境班 >

担当箇所 説明資料(第2稿)の該当項目		担当委員	
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員	
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中(真)委	
工恶水	2.1.0(4.2.0(3.2.0	員	
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、	
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷲谷委員、吉田委員、西野委員	
7.D/H	2.1.1~2.1.4、4.2.1~4.2.4、	自然環境班全員	
その他	5.2.1~5.2.4	(もし意見があれば)	

<水質班>

担当箇所	説明資料(第2稿)の該当項目	担当委員	
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中(哲)委員、中村委員	
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、寺西委員、原田委員、 三田村委員、矢野委員、和田委員	

<利用班>

担当箇所	説明資料(第2稿)の該当項目	担当委員	
とりまとめ	-	桝屋リーダー	
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員	
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員	
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、槇村委員	
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員	

なお、宗宮部会長は説明資料(第2稿)に新たに項目立てされた「維持管理(2.5、4.6、5.6)」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

意見募集の実施

~3/27: 説明資料(第1稿)について、論点案やその論点に対する意見募集。また、 第1回部会(3/8)資料 3-3 について、提言と(第1稿)との対照、抽出 についても、不備、不足の点を募集

3/27~4/10: 説明資料(第1稿) 整備内容シート(第1稿)について、具体的な提案、 課題・問題のなる事項等について意見募集

4/10~7/3 : 説明資料(第2稿)について、担当箇所について部会としての意見案を募集

7/22~7/31:宗宮部会長より、「部会とりまとめ(案)」を具体的に表記するために下記について意見募集

- 1.環境・利用にかかわるマスタープランについて
- 2.環境・利用にかかわる地域指定(ゾーニング)について
- 3.第5章

(4)今後の予定

10

6 治水部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

3/8:第1回治水部会 : 説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27:第2回治水部会 : 説明資料に関する意見交換

4/10:第3回治水部会 : 説明資料について河川管理者からの説明および意見交換 4/14:第4回治水部会 : 説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

6/7:第1回治水部会検討会 : 今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/28: 第2回治水部会検討会 : 説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意 見をもとに意見交換

7/7:第3回治水部会検討会: 説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/25:第5回治水部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

9/11:第4回治水部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/12:第5回治水部会検討会: 意見書とりまとめに向けた意見交換

10/24:第6回治水部会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」「結果概要」を参照下さい)

(2)意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め 方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、意見募集に際して検討項目および事業別 に担当委員が決められた。

意見募集の実施

~3/27:提言をベースとして、「説明資料(第1稿)審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点、論点に関する意見を募集

6/7~6/26:説明資料(第1稿)について、分担の各事業について実施·検討の妥当 性、留意点、内容を意見募集

8/8~8/21 : 説明資料(第2稿)に対する治水部会意見書(第23回委員会(7/12)資料 2-2)に関する修正、増強意見。および整備内容シート(第2稿)につい て「実施」「検討」にあたっての課題について意見募集

(3)今後の予定

7 利水部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

3/8:第1回利水部会 : 説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27:第2回利水部会 : 説明資料に関する意見交換

4/14:第3回利水部会 :説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

6/7:第1回利水部会検討会 : 今後の議論及び部会の進め方について意見交換

6/28:第2回利水部会検討会 :説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見

をもとに意見交換

7/7:第3回利水部会検討会 : 説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見

をもとに意見交換

8/2:第4回利水部会検討会 :河川管理者からの説明および意見交換

8/22:第5回利水部会検討会 :河川管理者からの説明および部会とりまとめに向けた

意見交換

9/2:第4回利水部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

9/19:第6回利水部会検討会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/12:第7回利水部会検討会: 意見書とりまとめに向けた意見交換

10/24:第5回利水部会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換予定

(*は15頁以降の「結果報告」「結果概要」を参照下さい)

(2)意見とりまとめの進め方

分担の決定

第 1 回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第 1 稿) および(第 2 稿)(6/20 の委員会提出予定)を精読し、追加·修正すべき内容、部会で議 論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

<検討項目および分担>

一人的次日のようが正			
検討項目	担当委員		
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員		
環境流量	桝屋委員、村上委員		
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員		
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、槇村部会長代理		
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員		
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員		
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員		
渇水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)		

()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

意見募集の実施

~4/14:今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について意見募集

6/7~8/18:説明資料(第2稿)を精読し、分担部分について追加、修正すべき内容、

議論すべき項目等を整理、意見募集

8/18~8/22:中間意見書案(第23回委員会(7/12)資料2-1)への意見募集

(3)今後の予定

12

8 住民参加部会

(1)提言とりまとめ以降の状況

2/24:第1回住民参加部会 : 説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

3/27:第2回住民参加部会 : 説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

4/11:第3回住民参加部会 : 説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

4/18:第4回住民参加部会 : 説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換

5/27:第5回住民参加部会 : 説明資料に関する意見交換

7/4:第1回住民参加部会検討会 :説明資料(第2稿)について意見交換

7/31:作業部会(展開班)

8/4:作業部会(展開班、実践班)

8/11:作業部会(実践班)

8/20:第2回住民参加部会検討会 :説明資料(第2稿)について、各検討班からの

報告、および意見交換

8/28:第6回住民参加部会 : 部会とりまとめに向けた意見交換

*8/28:作業部会 (意見書とりまとめ): 意見書とりまとめに向けた調整および意見交

換

*9/18:第3回住民参加部会検討会: 意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/13:第4回住民参加部会検討会 :意見書とりまとめに向けた意見交換

10/16:作業部会(意見書とりまとめ):意見書 部「計画策定における住民意見の反

映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換

10/21:作業部会(意見書とりまとめ):意見書 部「計画策定における住民意見の反

映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換

10/23:第7回住民参加部会 : 意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2)追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取·反映に関する 具体的な提言(提言030117版の別冊)は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、 塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に 提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

(3)意見とりまとめの進め方

リーダーの決定および作業部会(検討班)の設立

7/4開催の第1回検討会において、部会としての意見とりまとめに向けて、下記3つの班を設けて検討することが決定した。とりまとめリーダー山村委員、サブリーダー荻野委員。また、各班で議論すべき論点を検討し、その結果を次回部会検討会にて部会全体で議論することとなった。さらに、部会長、部会長代理リーダー、サブリーダー、各班長の7名で作業部会を開催し、意見書の最終調整(各班の記述内容の整合性を図る等)を行うこととなった。

検討班	担当委員(:班長、 :副班長) とりまとめリーダー:山村委員、サブリーダー:荻野委員			
理念班	田村委員、畑委員、嘉田委員、山村委員、米山委員			
実践班	塚本委員、 田中委員、荻野委員、寺田委員、藤井委員、三田村			
展開班	川上委員、 村上委員、有馬委員、小竹委員、本多委員、松本委員、(山本委員)			

()内は、7/4部会検討会に他部会より参加された委員。

意見書の構成変更に伴う作業部会の設立

第25回委員会(9/30)にて、淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成が決定したことを受けて、第4回住民参加部会検討会にて、意見書 部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向け、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。

作業部会リーダー:川上委員

「 計画策定における住民意見の反映について」担当:荻野委員

「 部会意見」担当:山村委員

合意形成についての意見とりまとめ:川上委員調整·相談係:三田村部会長、嘉田部会長代理

意見募集の実施

3/27~4/11:意見提出分担に従い、説明資料(第1稿)に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見募集

4/11~5/27:説明資料(第1稿)検討の論点に関する意見も含めて再募集

5/27~6/4 : 説明資料(第1稿)への部会としての意見に追加・修正すべき内容も含め

て引き続き意見募集

8/6~8/18 : 展開班に対して、川上班長とりまとめ(案)について意見募集 8/8~8/18 : 理念班に対して、田村班長とりまとめ(案)について意見募集

8/20~9/26: 合意形成(社会的合意)についての意見募集

10/19~20:住民参加部会意見についての意見募集

(4)今後の予定

未定

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

<連宮会議>	
第 29 回運営会議(2003.10.17 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	6
<委員会>	
第 25 回委員会(2003.9.30 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
<琵琶湖部会>	
第 3 回琵琶湖部会検討会(2003.10.14 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · · 2	20
<淀川部会>	
第 23 回淀川部会(2003.10.13 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · · · 2	<u>?</u> 1
<猪名川部会>	
第 20 回猪名川部会(2003.10.9 開催)結果報告 ······ 2	23
<環境・利用部会>	
第7回環境·利用部会検討会(2003.10.15 開催)結果報告 ···········2	<u>'</u> 4
<治水部会>	
第 5 回治水部会(2003.8.25 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · 2	
第 4 回治水部会検討会(2003.9.11 開催)結果概要 ······2	
第 5 回治水部会検討会(2003.10.12 開催)結果報告 ······2	29
<利水部会>	
第 4 回利水部会(2003.9.2 開催) 結果報告 ·····3	3 1
第 6 回利水部会検討会(2003.9.19 開催)結果概要 ·····3	3
第7回利水部会検討会(2003.10.12 開催)結果報告 ···········3	35
<住民参加部会>	
第 4 回住民参加部会検討会(2003.10.13 開催)結果報告 · · · · · · · · · · · · · · 3	36

第 29 回運営会議 (2003.10.17 開催) 結果報告

2003.10.21 庶務発信

開催日時:2003年10月17日(土) 10:00~14:00

場 所:ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室3

参加者数:運営会議委員8名(委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境·利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長)作業部会委員5名、傍聴委員1名、河

川管理者3名

1 検討内容および決定事項

意見書の確定のスケジュールについて (別紙図を参照ください)

- ・以下の意見については、当初予定通り、第 26 回委員会(10/29)での確定をめざす。
 - ・意見書第 部「河川整備の方針について」(基礎原案1章~4章についての意見)
 - ・意見書第 部「河川整備の内容について」(整備内容シートを含む基礎原案第5章への意見)のうち、整備内容シートに記されている事業についての意見
 - ·意見書第 部「計画策定における住民意見の反映について」
- ・第 部のうち、整備内容シート以外への意見(例:整備計画に盛り込まれていないが実施・検討が必要だと思われる事項など)は、第 部「部会意見」の地域別部会の意見を踏まえて最終的にとりまとめる。そのため、第 部の地域別部会の意見については、基礎原案の5章に沿った構成に統一し、第 部のうち、整備内容シート以外への意見については、第27回委員会(12/9 16:00~19:00)を追加開催して議論、確定することを目指すこととする。
- ・ 第 27 回委員会開催に合わせて、第 30 回運営会議(11/26 10:00~13:00)も追加開催する。
- ・第 部「部会意見」については、各部会ができる限り、第26回委員会(10/29)に確定版を提出する。第26回委員会に間に合わない部会については、遅くとも11月中旬(11/17頃を目途)までに確定する。確定の期日については各部会長の判断に任せる。

意見書素案 030930 版 (意見書第 部)についての検討

- ・ 意見書全体について、位置づけとしては、河川管理者(国土交通省)に提出するものだが、 意識としては、自治体や住民へのメッセージも込めた内容とする、ことが確認された。
- · 「はじめに」「おわりに」については、委員長および委員長代理作成案をもとに議論された。
- ・「1 計画策定·実施」について、前文に琵琶湖や県管理区間など直轄管理区間ではないと ころについてもこの計画の理念が及ぶことが重要であることを記述する。また、琵琶湖の位 置づけについても記述する。
- ・「2 環境」については、現在最終とりまとめ中の環境・利用部会意見との整合を図る。
- ・「3 治水」「7 ダム」について、「国以外が管理する区間、施設についても同じ理念で整備・検討を進めることが重要」という記述を追加する。

計画策定後の流域委員会に関する検討メンバー、検討の流れについて

- ・検討メンバー(9/30の委員会では「数名の委員で案を作成し、全委員に諮る」ことが決定済)は、運営会議委員から数名、委員会委員から数名とする。芦田委員長がメンバー案を作成し、第26回委員会に諮る。
- ・検討メンバーが作成した方針案(計画策定後の流域委員会の具体的な内容について)を、第 27回委員会に諮る。

河川管理者が実施予定の円卓会議に関する報告

・前回委員会以降の状況(円卓会議の開催予定、流域委員会委員として参加予定の委員名等) が報告された。

以上

別紙:意見書確定までのスケジュール(10/17運営会議決定事項)

	第一部	第部	第部	第一部
	河川整備の方針に	河川整備の内容につ	計画策定における	部会意見
日程	ついて(基礎原案1	いて(整備内容シー	住民意見の反映に	
	~ 4章への意見)	トを含む基礎原案 5	ついて	
		章への意見)		
10/19	各意見書案 (第 部に関しては整備	内容シートに	
	記載された	事業への意見案)につい	1て意見募集	
			10/21 住民参加	各部会にてとりまと
			部会作業部会に	め
			て修正	(地域別部会は基礎
			10/23 住民参加	原案 5 章に沿った
			部会にて修正	構成とする)
10/26	▼	意見募集〆切	V	(可能な部会は確定
	10/27 意見書作業	10/27 意見書作業部	住民参加部会作業	する 各部会長が
	部会にて修正	会にて「整備内容シ	部会メンバーにて	判断)
		ートに記載された事	修正	
		業への意見案」修正		
10/29	委員会にて議論し、	◇整備内容シートに	委員会にて議論し、	10/29 までに確定し
委員会	確定	記載された事業へ	確定	た部会は、委員会に
		の意見:委員会にて		確定版を提出
		議論、確定		
		◇基礎原案 5 章への		
		意見:委員会にて作		
		業部会案を議論		
		部会意見(確定版)	/	11/17 頃までに、す
		を踏まえ、作業部会		べての部会が確定版
		にて適宜修正		を提出
11/26		作業部会案を議論		
運営会議				
12/9		<u>│</u> 委員会にて議論、確		
委員会		安貞去にて磯鵬、唯一定		
(予定)		~		
	/		V	\vee

第 25 回委員会 (2003.9.30 開催) 結果報告

2003.10.3 庶務発信

開催日時:2003年9月30日(火) 13:30~18:15

場 所:大阪府立体育館 第2競技場

参加者数:委員 36 名、河川管理者 20 名、一般傍聴者 286 名

1 決定事項

·淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の4部構成とし、次回委員会(10/29)での確定をめざす。

河川整備の方針について:基礎原案1~4章についての委員会の意見。

河川整備の内容について:基礎原案5章(整備内容シートを含む)についての委員会 の意見。

計画策定における住民意見の反映について:委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。

部会意見:各部会にて作成する。

- · 各委員は 10/13 までに意見書素案 (資料 2-2) への意見を提出する。
- ·今後の流域委員会については、意見書には「基礎原案の記述は大筋了解」と記述し、具体 的な内容は意見書とりまとめ後、1ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

第 24 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

意見書の作成方針に関する意見交換

資料 2-1「委員会意見書の作成方針(案)」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

意見書(素案)-河川整備の方針について-に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)-河川整備の方針について-」(意見書の にあたるパート)の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

<流域全体としての対応について>

- ·素案では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべき。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。
- ·河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、 河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んで いかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。

- <河川整備の目標について>
- ·素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとあるが、これは 整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述すべき。
- < 社会的合意について >
- ・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得る一つのシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。(河川管理者)
- <住民参加について>
- ·河川レンジャーについて、住民参加による川づくりの中での役割についても追記してお く必要がある。
- ·河川管理者は住民参加の試行と並行して、河川ごとに検討会をつくり、住民参加のルール作りも進めていくべき。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から、「整備計画では淀川環境委員会について明確に位置付けるべき」「素案では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか」「前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい」「基礎原案には大津放水路の 2 期区間の記述がない。整備計画では事業内容や期間について明確にしてほしい。このままでは地元の計画も進まない」「今日出された整備方針に関する意見書素案は提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい」等の意見が出された。

なお、2点目の意見に対して委員から、「素案の確率洪水に関する記述は一般論であり、 この委員会で確率洪水が優位と決めた訳ではない」との意見が出された。

以上

第3回琵琶湖部会検討会(2003.10.14 開催)結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時:2003年10月14日(火) 14:00~17:30

場 所:大津商工会議所 第4会議室

参加者数:委員10名

1 決定事項

·整備内容シートの琵琶湖部会関連部分について、各委員から出された意見を集約する担当を決定した。担当は以下の通り。(下線の委員は責任者)

治 水: 江頭委員、嘉田委員(社会的側面からの検討を担当)、水山委員、

環 境:川端委員、倉田委員(魚道担当)、小林委員、宗宮委員、西野委員、

松岡委員(魚道担当)、三田村委員、

利水·利用:井上委員(利用担当) 嘉田委員、仁連委員、藤井委員

維持:村上委員

ダ ム: 寺川委員、中村委員

計 画:中村委員

- ・上記整備内容シートへの意見の集約は、できる限り 10/15 の意見書作業部会までに提出する。
- ·各委員は、10/17 までに琵琶湖部会とりまとめへの意見・修正案を提出する。これを中村リーダーが反映した後、川那部部会長が確認及び修正した上で、10/23 の琵琶湖部会で部会とりまとめを確定する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料 1 をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

) 部会意見とりまとめについて

資料 2-1「琵琶湖部会の意見(概要)」を用いて中村リーダーより前回部会以降の変更点等について説明があり、その後意見交換が行われた。「水位に関しては、評価があまり記述されていないのではないか」「環境学習については、ソフトを考えていく必要性を入れるべき」等の意見が出された。

) 整備内容シートへの意見の集約について

資料 2-2「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員 意見 (2003/10/13 22:00 現在)」および資料 2-2 別紙を用いて、琵琶湖部会に関連する「計画 - 1 河川レンジャー」および「環境 - 13 横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂洲含む】)」を例として意見交換を行い、部会としてどのように意見を集約するかを試行した。他の整備内容シートについては、上記「1 決定事項」の通り分担して作業を行うことが決定した。

以上

第 23 回淀川部会(2003.10.13 開催)結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時: 2003 年 10 月 13 日(月·祝) 10:00~13:40

場 所:大阪会館 Aホール

参加者数:委員 18 名 (1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 15 名、一般傍聴者 32 名

1 決定事項

・本日の議論を受けて、とりまとめ担当者は、とりまとめを修正して、16日までに庶務に提出し、17日の運営会議資料とする。淀川部会委員にもとりまとめを送付し、意見募集を行う。その後、部会長、部会長代理、庶務にてとりまとめを修正し、10月29日の第26回委員会に提出する。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」を用いて、委員会 及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

整備内容シート(淀川関連部分) および部会とりまとめ(案)の各とりまとめ担当者より、 資料 2-1-1「整備内容シート(淀川関連部分)に関する意見とりまとめ案」、資料 2-2「淀川 部会とりまとめ(案)」を用いて、説明が行われた後、意見書とりまとめに向けた意見交換が 行われた。主な意見は次の通り。

- < 整備内容シートに関する意見とりまとめ(案)に関する意見交換>
- ·環境 51 のオオサンショウウオの保全の実施に対して、「検討で可」という意見が出されているが、これは「実施すべきではない」ということか。(河川管理者)

整備内容シートでは「検討」となっていることから生じた誤記と思われる。(庶務) そうであれば、整備内容シートの誤り。「検討」ではなく「実施」である。(河川管理者) 実施して良いと思うが、オオサンショウウオが増えすぎて生態系が悪化しないかどうか を検討すべき。

- ·宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業に関する整備内容シートへの意見 とりまとめは、意見書(素案)と提言の趣旨に沿っているかどうかという観点から、まとめ ている。他の班も参考にしてほしい。(部会長)
- ・資料 2-1-1 のニゴロブナとホンモロコに関する環境 30 の記述については疑問が残る。これらの魚の減少は、抱卵したメスの捕獲よりも、水位低下による影響の方が大きいのではないか。
- ·環境 30 には 2、3 年間漁獲を禁止してモニタリングすべきとの意見が書かれているが、水位操作の試行等、今できることはすぐにやっていくべきではないかと考えている。(河川管理者)
- ·水上バイクの利用規制に関して、「全面禁止の利用規制を実施すべし」との意見が出されているが、これは意見書(素案)の 「河川整備の方針について」と矛盾していないか(河川管理者)

とりまとめ担当者は、提言や意見書の主旨と矛盾がないように修正して欲しい。(部会長)<mach < 部会とりまとめ(案)に関する意見交換>

・木津川下流の河床低下によって、タマリが干陸化し、イタセンパラがいなくなってしまった。 イタセンパラも生きられる環境を木津川下流に回復するよう、記述を追加して欲しい。 ・部会のとりまとめでは、地域特性に焦点を当てて記述してもよいのではないか。利水に関しては利水部会に、河川レンジャーについては住民参加部会に任せるのも一案だろう。(部会長)・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業のとりまとめは、環境に関する記述が不十分。ナカセコカワニナ等、この地域にしかいない生物もいるので、考慮頂きたい。・淀川河川公園については、淀川部会のとりまとめで意見を述べるべき。

一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から「十三の干潟は、野鳥の来訪地でもあるので、利用の制限も必要ではないか」「スケジュールを優先させて、議論が消化不良に終わってはならない」「川上ダムのとりまとめのうち、特に利水部分の掘り下げが浅い。服部川や柘植川での上水の取水の可能性も考慮したとりまとめを」「ダムの撤去についても検討を」との意見が出された。また、「水利権の更新時に精査確認が行われるとのことだが、次の更新は平成20年となっている。これでは遅すぎる」との意見に対して、部会長より「十分考慮した上で、利水部会の意見をとりまとめている」との返答があった。

以上

第 20 回猪名川部会 (2003.10.9 開催) 結果報告

2003.10.17 庶務発信

開催日時:2003年10月9日(木) 16:00~19:40

場 所:天満研修センター 305 ホール

参加者数:委員6名、河川管理者10名、一般傍聴者50名

1 決定事項

・とりまとめの修正については、委員の意見をもとに部会長、田中リーダーに一任する。

- ·各委員は、整備内容シートについての追加、修正意見を 10/15 の作業部会に間に合うように提出する。
- ·各委員は、「猪名川部会とりまとめ(案)031009」への追加·修正意見を提出する。本日の 議論と委員からの意見を踏まえて田中リーダーが案を修正、再度委員へ送付、部会長が最 終的に確認した上で10/29の第26回委員会に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会、部会及び 意見書とりまとめ作業部会の開催状況等が説明された。

基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

)整備内容シートについて

資料 2-1-1「整備内容シート(猪名川関連部分)に関する意見(作業部会案)」および資料 2-1-2「『具体的な整備内容シート』に関する委員意見(猪名川関連部分)」を用いて意見交換が行われた。「河川レンジャーについては、猪名川の特性をふまえた独自の人材像を早急に検討する必要がある。」「単なるインタープリターではだめで、実効性が必要」等の意見が出され、「1 決定事項」の通り決定した。

) 部会とりまとめについて

資料 2-2「猪名川部会とりまとめ(案)031009」を用いて意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。主な意見は以下の通り。

<主な意見>

- ·狭窄部の浸水被害解消の目標とする計画降雨レベルについては、「さらに検討を要する」 という提案にとどめるしかできないのではないか。
- ·ダムおよび狭窄部についてどのようにまとめるか再度意見を提出してほしい。(田中リーダー) など
- 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から「銀橋の狭窄部は岩倉峡や保津峡等とは事情が違うことをふまえて、開削の可能性についてもう少し踏み込んだ意見を出せないか。また、堤防強化を最優先と言うが、これまで脆弱な堤防を造ってきましたということを事業者が認めても良いのか?」「銀橋狭窄部については、部分的な開削の可能性について治水の専門家と検討すべき。また、河川管理者に議論を深めるための円卓会議を要請したところ拒否された。この意見聴取の姿勢には納得できない。議論を深めていけるような意見聴取にして欲しい」等の発言が出された。これに対し、委員から「まだ不十分なところも多いが、委員会の提言を受け、河川管理者が様々な意見聴取の試みを実施しようしていることは評価できる。また、委員会側では議論を深めるため、対話集会を何度も開くべきと提言している」「やり方を上から(河川管理者側だけで)決定するだけでなく、一般からの要請を聞くことも重要だ」等のコメントがなされた。

以上

第7回環境・利用部会(2003.10.15 開催)結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時:2003 年 10 月 15 日(日) 13:00~16:50 場 所:天満研修センター 9 階 イベントホール

参加者数:委員 21 名 他部会委員 1 名 河川管理者 13 名 一般傍聴者 77 名

1 決定事項

·部会とりまとめについては、本日の議論を踏まえて修正し、部会委員に送付して再度意見を求めた後、部会長、部会長代理一任で確定する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況 について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料 2-1-1「環境·利用部会とりまとめ(案)」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

- 「2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」について
- ・全体的に、河川管理者や一般の方にもわかるような表現に修正すべき。
- ・河川管理者が用いている「保全」「修復」等の文言とこのなかで述べている「保全」「修復」 等の考えがどのように違い、それを踏まえて河川管理者はどう考えるべきかを記すべき。
- ・最終パラグラフの「『河川環境自然再生化計画』を全体計画のなかに、適切に位置付ける」について具体的に示してほしい。「全体計画」とは河川整備計画を指しているのか、各計画の内容を記してほしい。(河川管理者)

「河川環境自然再生化計画」とは提言の中で記されている言葉である。この部分については、全文削除も視野に入れて検討したい。(部会長)

- 「3.河川環境の統合的管理システムの構築」について
- ・基礎原案では自治体等との連携について、「連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」としている。「統合的管理システムの構築」とはこれに加えて、新たな組織を作る必要があるということなのか。(河川管理者)

流域全体の状況を把握して、その情報を集約、公表、共有する場が必要。ただし、今す ぐに実現するのは難しいので、今後の方向性として、そういった場を組織することを目 指して検討していくべき、というのがとりまとめの趣旨だ。(部会長代理)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から「10 月 29 日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。 各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい」「基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、優先順位を明確にすべき。 中でも、丹生ダムによる流入水量の確保は優先順位が低いのでは」等の意見が出された。

以上

第 5 回治水部会(2003.8.25 開催)結果報告

2003.9.2 庶務発信

開催日時:2003年8月25日(月) 13:00~15:00

場 所:大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 5

参加者数:委員7名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者122名

1 決定事項

各委員は治水部会とりまとめ(案)に対する意見があれば、8月末までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料 2-2「治水部会とりまとめ(案)」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

目標とする洪水の規模について

・狭窄部上流について、既往最大規模の洪水による浸水被害の解消を目標とするのは現実的には難 しいだろう。地域によって、既往最大規模の降雨にも大きな格差があるので、一律で目標を設定 するのではなく、地域特性に応じた目標を設定するという考え方を考慮してほしい。

地域特性に応じた目標設定にはおおむね賛成する。既往最大規模の降雨に対応できないならば表現の見直しが必要。

下流の安全のために狭窄部は開削しないとしており、その補償という意味で、狭窄部上流については一律で既往最大規模の降雨による浸水被害の解消を目標としている。(河川管理者)目標とする降雨の規模を下げると整備計画の意味も変わってしまう。この点について見直す必要があるのなら、十分に議論を行う必要があるため、9/5 の委員会に提示予定の原案(案)に反映させるのは難しい。(河川管理者)

·本日の環境·利用部会で議論があったように、治水だけではなく、利水·環境も加えた流域の統合管理に関する記述を追加すべき。

住民参加について

・整備計画の各種協議会は、「住民参加ありき」の発想で、その枠組みを考えて欲しい。 9/5 の委員会で提示予定の原案(案)では、「水害に強い地域づくり協議会」に住民の方に参加して頂くような記述に修正する予定である。(河川管理者)

その他

- ・琵琶湖の水位管理の見直しは考えられないのか。運用面で柔軟性を持つことができれば、環境と 治水のバランスをとることができる可能性もある。検討は続けてほしい。
- 一般傍聴者からの意見聴取
- 一般傍聴者2名から「銀橋(狭窄部)上流では、下流と同じように都市化している。狭窄部の開削 も考えてみるべきだ」「大津放水路の全区間の整備をぜひお願いしたい」等の意見が出された。

淀川水系流域委員会 第 4 回治水部会検討会(2003.9.11 開催)結果概要

03.10.10 庶務作成

開催日時:2003年9月11日(木) 16:00~19:00

場 所:カラスマプラザ 21 中ホール 参加者数:委員 9 名、河川管理者 26 名

1 決定事項

- ·基礎原案や治水とりまとめ案について、修正点や追加事項があれば、意見として提出する。
- ・治水部会のとりまとめについては、今日の議論を踏まえ、部会長がとりまとめ案の修正等 について検討する(とりまとめリーダーが海外出張中のため)。
- ·次回委員会(9/30 予定)までは部会(検討会)は開催せず、次回委員会の内容をふまえて会議開催について決定する。

2 検討内容

他部会、委員会WGの状況報告

庶務より、資料 1「第 5 回治水部会(2003.8.25) 第 24 回委員会(2003.9.5 開催)結果報告」をもちいて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に関する検討について

資料 2「治水部会とりまとめ(案)」、資料「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」、「参考:淀川水系河川整備計画基礎原案『治水·防災』関連」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な議論、意見>

狭窄部上流の安全度について

- ・狭窄部上流の安全度をどう考えるかが治水の中では大きなポイントとなる。基礎原案では、 既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標とするとしているが、委員会がこれを 認めるのか、認めないのか、大きな方向性について、ぜひ意見を出して頂きたい。その際 には、河川管理者がなぜ既往最大を目標としたのか、もう一度説明した上で、議論をした いと思っている。(河川管理者)
- ・銀橋上流は、1/4000 という大規模な降雨を目標としているが、実際に経験した降雨であり、 今後も降る可能性があると考えている。(河川管理者)

今後30年間では、達成できない目標だろう。整備計画には、30年間で達成できる目標にした方がよいのではないか。(部会長)

過去に経験した降雨だとしても、この降雨による浸水被害を解消するのは非常に厳しいだろう。「解消」ではなく「軽減」なら理解できる。

既往最大規模の降雨を目標としなかった場合、住民は納得するのだろうか。

委員会は「既往最大規模の洪水による浸水被害を解消するのは無理だ」と言うだけで はなく、「どうすべき」についても言うべきではないか。(部会長)

「どうすべき」を言うとなると、どの確率降雨を目標とするか、等の検討が必要になる。委員会でそこまでできるか。

「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を狭窄部上流の目標として整備計画に記述 する場合、「浸水被害の解消が実現できるのはずいぶん先になる」という点も併せて明記す る必要がある。

- ・過去に経験した最大規模の降雨を目標にすることは、感覚的には理解できるが、破堤による壊滅的な被害の回避が最も重要なポイントだということを忘れてはならない。
- 「既往最大規模」とはっきり書いてしまうと、将来、既往最大規模を超える雨が降ったとき に、目標がまた高くなってしまうのではないかと心配している。
- ・狭窄部上流の浸水被害解消策の一つとして挙げられている流域対策が実現しないと解消は 無理である、ということも併せて言っていくべき。

住宅のピロティー化の重要性についても、明記しておいた方がよい。

狭窄部周辺の開発行為を抑えない限り、被害ポテンシャルは高まる一方だ。開発行為 を抑える手段についても、明記した方がよい。

・整備計画に実現できないことは書けないのではないか。河川管理者として、見通しを持った記述が必要だろう。30年間では実現できない計画を記述すると、今後、地元と協議をしていく中で新たな不信感が生まれてしまう。

狭窄部上流の目標については、今後さらに検討を重ねて、部会としての意見をまとめたい。(部会長)

- ・狭窄部の治水安全度は、その地域がどう考えるかが問題であって、国土交通省だけで決められる問題ではない。基礎原案に書かれている協議会を推進する中で、地域で考えればよいのではないか。委員会の意見としては、「既往最大を目標とするのは難しい。流域対策と組み合わせて考えるべき」と意見すればよいのではないか。
- ・これまでは、ダムを前提とした治水であり、もう一方の流域対策(土地利用誘導等)は全くできていなかった。今からスタート、という状況だが、今回の河川整備計画がスタートを切るきかっけにならなくてはならない。

これまで、国も自治体も住民も含めて本気で流域対策をしてきていない。その第一歩として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」で取り組み始めたいと考えている(河川管理者)

琵琶湖周辺の浸水被害の軽減と一連区間の整備について

- ·琵琶湖周辺の浸水被害の軽減をどう考えるかもポイント。検討する前提となる情報が不足している。例えば、洗堰の水位流量曲線といった基礎的な資料が出されていない。(部会長)
- ・琵琶湖周辺の浸水被害の現状(その原因、場所ごとの浸水深等)と、一連区間の整備によって 1500m3/s 流せるようにした場合の状況(その時の琵琶湖の水位、各所での流量、浸水被害軽減状況等)がどう関係するのか、が明確でない。(部会長)

河川管理者への依頼事項

「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減について検討するための基礎資料が不足している」との意 見に対応して、河川管理者より「洗堰の水位流量曲線等を提出する」との返答があった。

ダムと治水について

- ・ダムについては、環境、利水の面からも検討する必要があるが、特に治水におけるダムの 役割について、今後書き込んでいく必要がある。
- ·ダムの代替案を検討するために長い時間がかかる。この間にも、治水の安全性を確保する ためにできること(河道内の樹木の伐採等)がある。ダムについて検討しながらも、でき ることはきちっと進めるべきだと意見すべき。

·9/5 の委員会で配布された一般からの意見(参考資料 1)に、堤防強化について、「洪水のエネルギーは堤防の一番弱い所に集中するため、連続的な質的整備が完了しない限り、破堤のリスクは減少するとは考えられない」という意見が寄せられているが、実際はどうなのか。

水の流れは、堤防の弱いところに集中していくのではない。まさに、水の流れ方によって決まるので、部分的な整備であっても、破堤のリスクは減少する。(部会長)スーパー堤防についても同じようなことをよく指摘されるが、たとえ 1km でも堤防が強化されれば、確実にそこでの破堤の危険性は低下する。すべての整備が完成しなければ、その機能が発揮されないとは考えていない。着実に強化を進めれば、それだけ破堤の件数や危険性は減っていくと考えている。(河川管理者)

全体的な内容について

- ·第 1 稿、第 2 稿に対しては、「評価できない点」「問題点」を中心に意見してきたが、基礎原案に対しては、今後の河川管理者の取り組みを応援していくという意味も込めて「評価できる点」についても意見を出していこうと思っている。(部会長)
- ・委員会のとりまとめは、基礎原案にあるように「自分で守る」「地域で守る」のキャッチフレーズを用いて、できるだけわかりやすい言葉でまとめて欲しい。今後、提言や意見書といった文書を出す際には、流域の住民にどのように受け取られるかを考える必要がある。
- ・壊滅的な被害回避を優先とする考え方の転換は評価できる点。また、河川整備計画に「自分で守る」の項が記述されている点も評価できる点だ。
- ·今回の計画は新しい考え方(環境が目的化された)に基づいて考えられたものだという事実と、この計画がどういう考え方で、どういう手順を踏んで作成されたのかということを河川整備計画の「はじめに」に明記しておくべきだ。
- ·特に「維持管理」「関連施策」の章については、他の部会でも検討の対象から漏れる可能性があるため、委員は可能な限り入念にチェックして頂きたい。

<河川管理者への依頼事項>

「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減について検討するための基礎資料が不足している」との意 見に対応して、河川管理者より「洗堰の水位流量曲線等を提出する」との返答があった。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。

開催日時:2003年10月12日(日) 13:00~15:10

場 所:ぱ'る'るプラザ京都 5 階 会議室 2

参加者数:委員9名 他部会委員2名

1 決定事項

·次回の部会は、10/24(金)10:00~12:00 に開催する。

- ·部会とりまとめ案は、今日の議論をもとに部会長が修正する。後日、修正案を委員に送って 意見を求める。
- ·整備内容シート(治水部分)への意見は、江頭委員が各委員からの意見をふまえて文案を作成し、10/15 の意見書作業部会に提出する。堤防関連箇所については水山委員がチェックする。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料 1「第 25 回委員会(2003.9.30 開催)結果報告、第 6 回利水部会検討会(2003.9.19 開催)結果概要、第 4 回治水部会検討会(2003.9.11 開催)結果概要」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

主に、資料 2-1-2「治水部会とりまとめ(案)」、資料 2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)」、資料 2-3「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」を参考にして、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

堤防補強について

- ・淀川堤防強化検討委員会で考えられている工法(緩傾斜堤防)では、「河積を縮めることになってしまうが、それで良いのか。どう考えるのかを河川管理者はきちんと示すべき」と意見したい。(部会長)
- ・基礎原案や整備内容シートでは、大規模な堤防補強を慌てて決めて進めようとしているように見える。堤防の緩傾斜化も、環境への影響や河積を縮めない工法について検討した上で出されたベストな案なのか疑問。試験施工的なものを行いながら徐々に進めていくべき。 破堤による「壊滅的」な被害の回避・軽減について
- ·基礎原案では「壊滅的」という言葉が消えて、「破堤による被害の回避·軽減を目標」となっている。(部会長)

基礎原案から「壊滅的」が消えてしまうと、提言の趣旨と違ってくるのではないか。 何が「壊滅的」被害なのかが問題。定義が難しいが、やはり「壊滅的」な被害とは人命 の喪失であり、その主な要因が破堤ということではないか。

·破堤による被害の一方で、琵琶湖周辺等のゆっくりとした浸水被害をどう考えるか。

スーパー堤防整備によって、家屋等の立て替えが生じた際には、国がその費用を負担できる制度になっている。しかし、浸水被害を軽減するための住宅のピロティ化や土地利用規制の際には、国が費用を負担できる制度になっていない。法令の制定·改正について意見してはどうか。

「自分で守る」「地域で守る」「地域で守る」

・最初は破堤による被害の軽減対策として上手くまとめていると思ったが、中身は従来どおりではないか。住民の防災意識の啓発についても記述されているが、むしろ防災関係者(自治体、水防団等)の意識が低いことが問題。

ダムについて

- ·効果の少なかったダムや逆効果をもたらしたダムの再調査についても言及しておく必要があるのではないか。
- ・「有効」という言葉は、「部分的に有効だ」という意味で使用している、というが、そう読まれない可能性がある。誤解を受けないよう、何に対して有効であるといっているのかを明確にさせるべき。
- ・これからは、ダムをつくるとしても、全く違うやり方でやっていくのだということがわかる ような記述にして欲しい。
- ・大戸川は土砂流出が大きいので、「移動床モデル」を用いた評価による検討をお願いしたい。 大津放水路について
- ·第2期区間についてどう考えるか。第1期区間の効果を十分に引き出すためには、第2期区間の整備を続けた方がよいという考え方もある。

その考えはこれまでのダム建設の論理と同じ。やめるべきものには、やめるべきと言っていくべき。(部会長)

基礎原案に対して意見するとすれば、「検討項目に含めるべき」「実施すべき」が考えられるが、そう意見できるほど十分な議論ができていないのでは。

府県管理区間について

- ·直轄区間とそれ以外の問題も加えてほしい。ダムにしても、国管理の部分だけそうしても意味がない、という問題がある。
- ・砂防ダムや堰も含めた一貫性が必要だ。

以上

第 4 回 利水部会(2003.9.2 開催)結果報告

2003.9.4 庶務発信

開催日時:2003年9月2日(火) 9:30~12:30

場 所:ぱ·る·るプラザ 6階 会議室C

参加者数:委員9名、河川管理者12名、一般傍聴者93名

1 決定事項

・本日の議論を踏まえ、部会長が利水部会とりまとめ素案の修正を行い、9/5 の第 24 回委員会にて報告する。

- ・ 9/5~9/20 の間に利水部会検討会を開催する。日程は後日調整する。
- ・福岡市で節水に関する条例が施行されたことに伴い、福岡における節水、水需要抑制の背景や考え方等を委員と庶務でヒアリングに行く。担当者の人選は部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料 2-1「利水部会とりまとめ案」をもとに部会長より説明が行われ、その後、意見交換が行われた。主な意見は、次のとおり。

- ・10年ほど前、米国で水需要管理のような考え方が提唱されたが、当時その考え方はすぐには理解されなかった。理念転換を広く一般に理解してもらうことが重要である。
- ・とりまとめ案に使われている表現を、提言のスタンスにあわせて整合性をとる必要があ る。とりまとめ案は、全体的に表現が弱い。
- ・河川管理者の法的な権限の枠組みを超える部分については、流域委員会が良い川づくりを行うための応援団となって、"こんなことを実現してほしい"という提案を行うのはどうか。
- ・ダムに参画しない利水業者の水需要の精査·確認は、水利権更新時に行うことになっているが、これではスパンが長すぎる。2年くらいで定期的に行うべきである。

寺川委員からの説明と質疑応答

資料2-3「『淀川水系における水需要(都市用水)』グラフの問題点」をもとに、寺川委員より、「水マネジメント懇談会」の資料に関する意見の説明が行われ、河川管理者との質疑が行われた。主な質疑は次のとおり。

·淀川水系のダムの実力低下を示すグラフに、滋賀県の水需要を含めるのはおかしいのではないか。滋賀県は、主に琵琶湖からの直接取水と流入河川からの取水で水を賄っている。 「水マネジメント懇談会」がこうした資料に基づいているとすれば、判断の誤りにつながる。

ミスリードがあれば改善していく。ただし、あのグラフー枚でダムの必要性の全てが判断されているわけではない。各々の利水者の現状に合わせて議論している。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から、「この意見書の内容はありがたい。このとりまとめ案の内容に加えて、『これ以上の水供給はできません』というくらいの方針転換にしてもらいたい」、「流域委員会に利水(下水処理水と農水の水量、用途間転用等)に関する意見を提出した。本日配布された参考資料1に掲載されているので、是非ごらんいただきたい」等の発言があった。

その他

- ・寺田委員より、「福岡で節水に関する条例が施行された。利水部会として背景をつかんでおく必要があり、ヒアリングに行くべきだ」との提案がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。
- ・スケジュール等について話し合われ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。

以上

第6回 利水部会検討会(2003.9.19 開催)結果概要

03.10.5 庶務作成

開催日時:2003年9月19日(金) 9:30~12:30

場 所:ぱ・る・るプラザ 6階 会議室 6

参加者数:委員7名

1 決定事項

- ・ 10月 12日(日)10:00~12:00に第7回利水部会検討会を開催する。
- ・10月20~24日の間に、第5回利水部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・本日の議論、これまで出された委員の意見を踏まえて、部会長が委員会意見書の利水の部分および利水部会のとりまとめを修正する。

2 審議の概要

九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告とそれについての意見交換

・ 資料 2-3「九州地方整備局および福岡市ヒアリング結果」を用いて、九州地方整備局および福岡市における利水の概要・節水施策・水需要抑制ならびに水管理センター(福岡市) の配水管理システムの説明が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

意見書とりまとめに向けた意見交換

-)9月18日に開催された意見書作業部会で作成された整備計画への意見書である「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書(030918)」(未定稿)をもとに意見交換が行われた。
-)資料 2-1「利水部会とりまとめ(案)」をもとに、部会としての意見とりまとめに向けた 意見交換が行われた。
-)「整備内容シート」への利水部会としての意見書に関する意見交換が行われた。 以上、主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な説明と意見

< 九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告と意見交換 >

- ・福岡市では、水管理センターにおける配水管理システムや水道料金の逓増制導入、節水条例の施行などが制度として確立されており、水需要管理およびその抑制の先進地区と言える。また日ごろから市民の側にも、水不足問題が理解され、節水意識が浸透している。
- ・九州地方整備局の資料に、平成22年の水需要の予測値が出ているが、淀川水系の予測 数値と比較すると面白い。それに今回のヒアリング結果を加え、水需要管理およびそ の抑制、節水対策に関する参考資料としてとりまとめてはどうか。
- ・水圧コントロール、漏水検知器、節水型シャワーやトイレなどの節水機器の設置、また水道料金の逓増制導入を始めとした経済的インセンティブ等、水需要抑制に向けた ソフト施策をパッケージ化し、住民を巻き込んで実践できるような仕組みづくりを提 案すべきである。

・福岡市では、農業用水と都市用水の水利権者双方で直接話し合いがなされ、補償金を 支払うという方法で、農業用水から都市用水への転用が行われている。

< 意見書とりまとめに向けた意見交換 >

「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」について

- ・現時点での意見書の構成は、「 .意見とりまとめ(骨子)」「 .具体的な整備内容シートについての意見」「 .部会ごとの意見とりまとめ」としている。最終的には、9 月 27 日の運営会議で結論が出されることになる。
- ・「3.利水」では、基礎原案で、水需要抑制が施策の一番に掲げられたことを評価すべきである。その上で、まだ不十分であるところや、今後の課題についても言及しておきたい。
- ・基礎原案「3.河川整備の基本的な考え方」は、まだ内容が不明確である。意見書の前 段に、まず、「新規の水資源開発は行わない」という原則を明確に示し、そのために、 「水需要管理·水需要抑制を行う」ということを明記すべきである。

資料 2-1「利水部会とりまとめ (案)」について

・「1.基本的スタンス」の前半部分については、資料 2-2 の荻野委員の意見の一部を参考に書き換えたい。

利水部会のとりまとめ(案)については、槇村部会長代理と荻野委員に作成支援をお願いする。

- ・利水部会の論点として、「森林保全整備」「利水安全度に関する考え方」「利水における ダムの役割」「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」「渇水調整方法」「水需要抑 制のための施策」「他省庁、自治体との協議・誘導」等を加えてはどうか。
 - 「2.総合的意見」には、「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」など論点の具体的な内容についてもできる限り明記しておきたい。
 - 「環境流量についての考え方」については、「環境・利用部会」の方で検討されるのが望ましい。
- ・農業用水の慣行水利権については、地域用水を自分たちで管理したい、先祖伝来の権利を守りたい、という想いが住民達にある。したがって、住民自らが維持管理に参加するという姿勢で臨まなければ、調整は不可能である。

だからこそ、「他省庁、自治体との協議・連携、誘導」が大切になってくる。

新たな水資源開発を行わないというスタンスを維持するのであれば、水の有効利用を検討する過程で、水利権者との接触は避けられない。自治体等との連携は、特に重要である。

「整備内容シート」への利水部会としての意見書について

・「整備内容シート」への利水部会としての意見は、資料 2-2 の荻野委員から提出されている整備内容シートへの意見をベースに、追記することとする。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。

第7回 利水部会検討会(2003.10.12 開催)結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時:2003年10月12日(日) 10:00~12:00

場 所:ぱ・る・るプラザ 5階 会議室2

参加者数:委員9名、他部会委員1名

1 決定事項

·次回の利水部会を、10月24日(金)13:00~15:00にて開催する。

·利水部会とりまとめ(案)修正は以下の分担で行い、部会長に提出する。

1、2(1)3)4)(2)、(3):池淵部会長

2の前文:仁連委員

2(1)1)、2): 桝屋委員

- ·部会とりまとめ(案)の修正を受けて、池淵部会長は、 意見書素案 030930 版の「4 利水」の 修正案を、10/15の意見書作業部会に提出する。
- ·整備内容シートに関する意見は、各委員から出された意見をもとに槙村部会長代理がとりまとめ、池淵部会長が確認した後、10 / 15 の意見書作業部会に提出する。

2 審議の概要

利水部会とりまとめ案について意見交換を行った。

- < 1.基本的な考え方について>
- ・基礎原案3章では、「水需要予測の見直しを踏まえて~」という表現になっている。これでは、予測の見直しが進まない限り次に進めない恐れがある。委員会としては、「『新規の水資源開発は行わない』という原則に立ち、水需要抑制を進めることを中心に記述すべき」と意見すべき。最後の意見記述部分を「水需要抑制策の推進」に絞った記述にした方が良い。
- < 2.各項別の指摘事項について>
- ・利水部会とりまとめ案の「1 基本的な考え方」では「新規の水資源開発は原則として行わない」としているが、2では「新規の水資源開発が必要かどうか精査」といった表現になっているため、整合を考える必要がある。また、意見書素案 030930 版の表現との整合性も考える必要がある。
- ・「2(1)水需要の抑制」について、「水が不足したら生活が困るのでは?」という不安を解消する書き方が必要。その柱として、 淀川水系は水使用の原単位が福岡等に比べると大きく余裕がある、 従って、生活や経済の質を落とさずに水使用原単位を落とすことが可能、たとえ水が必要になった場合でも、工業用水等からの転用や雨水や地下水等の利用等によって融通できる仕組みをつくればまかなえる、という考え方がある。

この項目全体に関係する考え方なので、2の前文に記述してはどうか。

・「新規の水資源開発は原則として行わない」とするなら、ダム建設における利水目的は、認められないとすべきである。

以上

第4回住民参加部会検討会(2003.10.13開催)結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時:2003年10月13日(月) 15:00~18:50

場 所:大阪会館 Bホール

参加者数:委員14名、他部会委員2名

1 決定事項

· 意見書とりまとめに向けて、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。

作業部会リーダー:川上委員

「 計画策定における住民意見の反映について」担当:荻野委員

「 部会意見」担当:山村委員

合意形成についての意見とりまとめ:川上委員

調整·相談係:三田村部会長、嘉田部会長代理

- ·各委員は、資料 2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」および「 計画策定時における住民意 見の反映」について、大きな課題、テーマ等に関わる意見があれば 10/15 までに提出する。
- · 各委員は、基礎原案に係る具体的な整備内容シートへの意見を意見書作業部会に間に合うように 10/15 午後 5 時までに提出する。
- ・合意形成(社会的合意)についての意見をまだ提出していない委員は、10/14までに提出する。
- ・意見書とりまとめに向け、10/16 に開催予定の作業部会にて、「計画策定における住民意見の反映について」及び「部会意見」(住民参加部会部分)の素案を作成し、各委員に送付する。その後、委員からの意見をもとに、10/21 の作業部会、第7回住民参加部会(10/23)にて意見交換を行った上で、第26回委員会(10/29)に提出する。
- 「 計画策定における住民意見の反映について」の案については、全委員に関係する事項であるので住民参加部会委員だけでなく全委員に送付し意見を諮る。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料 1 をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

) 意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方

資料 2-1「意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方(案)」を用いて、意見書(住民参加関連部分)とりまとめに向けた住民参加作業部会の設置やスケジュールについて確認された。作業部会の構成メンバーについては、「1 決定事項」の通り決定した。

) 部会意見とりまとめについて

資料 2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」を用いて意見交換が行われ、合意形成や河川レンジャーについては部会意見に入れること、構成を基礎原案に対応する形に整理すること等が確認された。また、部会長より「委員会の提言を受けて第 2 稿から変更された基礎原案の内容をまた元に戻すような意見は避けるべきなので、第 2 稿と基礎原案を見比べてから意見を出して欲しい」との要望が出された。その他、河川レンジャーについて特に議論がなされ「河川レンジャーについては委員間でもイメージが一致していない」等の意見が出された。

) 計画策定における住民意見の反映について

荻野委員より「計画策定時における住民意見の反映」について説明があった後、意見

交換が行われ、「理念班のとりまとめをもとに住民参加の基本的な考え方を記述し、さらに河川管理者および委員会によるこれまでの意見聴取の取り組みに対する評価、今後の課題について記載する必要がある」「対話集会が唯一の方法というわけではなく選択肢の一つであること、また対話集会の目的が結論を導くことよりも深い議論をすることや問題を明確にすることであると示すべき」等の意見が出された。

) 合意形成(社会的合意) について

川上委員より、各委員からの意見をもとにとりまとめた資料「河川整備における合意形成 に向けて(案)」について説明があり、合意の基準等について意見交換が行われた。

以上